

平成30年度第3回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成30年7月27日(金) 13:30~15:30
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 中ホール
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 8名
藤井部会長、樋口委員、坂井委員、高田委員、成瀬委員、久委員、前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 8名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課、景観・自然環境課)
4. 傍聴者等 : 3名
5. 議題 : 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
6. 配付資料
 - 資料1 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)
 - 資料2 部会報告(案)
 - 資料3 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価準備書(既送付)
7. 議事概要 : 事務局より、委員からの意見に対する見解、環境審議会の説明資料、部会報告案の説明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長： ただいま、事務局より説明があった内容について、説明内容や説明の仕方について、ご意見があればいただきたいと思います。

高田委員： 今、ご説明いただきました準備書の概要の参考資料2について、最後のページの事後調査の件ですが、記憶が正しいかどうか定かではありませんが、部会で何回か審議しているなかで、水質に関してやはり事後調査を行う方が良いというような話があったかと思います。それが、94ページには書かれていないので、これは是非やっていただくべきではないかと思います。藤井部会長からも、適切な時期とか回数などがあると思うので、是非、それについて検討していただきたいという意見があったかと思います。

事務局： 藤井委員からいただいていた意見というのは、濁水の評価の部分で、再評価してくださいということで、具体的に水質調査をして下さいという内容ではご意見はあがっておりませんでしたので、事業者見解には入っていないということです。

高田委員： 準備書の審議の中でそういう話が口頭では出ていたような気がするんですけども。かなり初期の段階だったと思います。やはり水質は重要な指標なので、ある程度雨が降った時など適切な時期を設定して、事後調査すべきではないかと思います。

藤井部会長： 最初のころ、濁りが出たときに、事業者にはチェックしてくださいとは、多分、話したと思います。また、高田先生からご意見がありました流域界を超えて土砂がでる可能性があるのもので事業を実施している途中で、事後調査的なものをできないかというのは多分あったと思います。できれば、事後調査を、ずっとやり続けるという訳ではないんですけども、適当な時期に何回かやるという方が良くもかもしれません。

事務局： 今、いただいた意見を踏まえて、なんらかの形で事後調査として含めさせて、また、回数などについては先生方と調整させていただきたいと思います。

山田委員： 脱水ケーキの件につきましては、再生盛土材にして販売するというので、そうなれば結構なので、評価書にも記載してくださいとして終わっているのですが、私自身は、そんなにうまくいかないと思っています。販売しようと思ったけれどもそれが場内にたまってしまうということが起こり得るわけで、そうなると、大雨の時に流れ出すということになります。ですから、水質調査

については、脱水ケーキの処理がうまくいっているかどうかというのを踏まえて、調査をしていただきたいです。原因はそれが一番大きいと思います。

事務局： 脱水ケーキにつきましては、県の環境影響評価条例に事業実施後、3ヶ月に1回、事業者から事業実施状況報告の提出があり、その中で再生土についての調査をされると思いますので、3ヶ月に1回ですけども、どこのタイミングで試験データが出るかわかりませんが、それは県の方で必ずチェックしますので、それで確認させてください。

樋口委員： 審議会の方で説明する説明資料の参考資料1の一番最初に環境影響評価制度の説明をされます。これは、我々のように十分知っているものは、良いのですが、そうでない方もおられるので、というご説明だったと思うのですが、そうだとすると、現段階では、配慮書というのも本来は必要であるが、今回の案件はそういうのが必要ではなかった時期なので、方法書から入っているという、これは、ご存じない方にはむしろ説明するべきではないかと思えますので、もし、そういう趣旨でこれをお作りになられたならば、それは入れておいた方がいいのではないかと思います。

事務局： 理解致しました。これは、本事業がアセス手続きを入れる時には、まだ、配慮書がなかったので、こういう形になっておりますけども、現在の県の条例のなかでは配慮書からスタートしておりますので、きちっと今の制度も含めた形で入れさせていただいてご説明させていただきたいと思えます。

成瀬委員： 新しい意見はないのですが、資料1の3ページの発破騒音について、ここに書いてある部会報告(案)で適当であると思えます。ただし、その内容詳細について新しい意見ではないのですが、発破騒音が特殊であるということ、それを事業者の方がちゃんと説明して記載していただきたい。特殊であるということは一過性の状況であるという、その説明がなければ火薬学会の提言値で評価するということの理由にならないわけですので、私はそこに大きな理由があると思えます。それを整理した表現で記載してほしいと思えます。

もう一点、対応については、事業者の報告を聞いて、住居周辺の対応の効果はあると思えます。しかしながら、その対応と理由を事業者見解でははっきりとしてほしい。評価書にはっきりと記載してほしい。

事務局： もう一度確認させていただきたいのですが、一過性の理由というのを、明確に評価書に記載することをご指摘いただいているということですので

しょうか。

それとも、部会報告（案）の部分を検討した方がよろしいということでしょうか。

成瀬委員： 部会案としては、ある程度抽象的なものですので、実質的な内容なものを評価書に記載するという事です。

事務局： 次の評価書で一過性の理由というのを明記すれば良いということですね。

成瀬委員： 普通の一般の人も一過性と言われてもわからないですよ。

事務局： それでは、評価書に記載するという事で、事業者と評価書作成の際に、協議させていただきます。

成瀬委員： 整理してくださって、言葉で適切に補足される方がいいと思います。我々は質疑応答の中でだいたいイメージはつきますけども。

藤井部会長： では、部会案はそのまま、評価書にはその理由も含めてしっかりと整理してまとめて記載するという事でお願いします。

成瀬委員： 本来は、評価すべき項目の中に、施設の稼働によるものが入っていないわけですから、それはそれでそれなりの理由があるわけで、いいと思いますが。低周波騒音が特殊なものでもなんでもないわけなんですよ。出るのは出るわけですから、その対応策をはっきり書かないと、誤解される可能性があるわけですよ。ちょっと、私の質問が抽象的であるかもしれませんが。

藤井部会長： ほかに何かありませんか。

成瀬委員： もう一つだけいいですか。言葉のあやなんですけども。低周波騒音というのは、騒音なんですよ。ただ、振動の一部でもあるんですよ。アセスでは、騒音と振動と低周波音をわけて項目としてあるわけですからね。ですから騒音と振動という表現はした方がいいのではないかと思うんですよ。振動と騒音でもかまわないですね。例えば、事業者の回答でも、事業者見解でも、騒音振動防止対策と言葉のあやなんですけど、グローバルな意味合いからすると振動ですけど、アセスの中では騒音振動ということですよ。

藤井部会長： 事業者見解の部分では、用語の使い方としては、騒音振動防止対策というのがアセスでは適当であるということですね。

高田委員： それでは、細かいですけども、資料1の8ページ目の事業者見解で、真ん中の5-2前迫委員のコメントへの返答に関して、「日本植生誌 近畿」云々の4行目「利用されていたと考えられますが」は「利用されていた可能性はありますが」ではないでしょうか。事業者がそのように訂正した方が良いということでありましたら、訂正された方が文脈としてはよいと思います。

藤井部会長： それについては、事業者に確認していただくということでよろしく申し上げます。

久委員： この件に限らず、今までにも採石場がいくつか出てきていますが、景観の意見があまりないのは、結構ですよということではなくて、どうがんばっても長期間大面積で岩が見てくる訳ですね、いくら段階的な植栽をしたとしてもかなり長期間影響があるわけで、これはやむを得ないという判断で意見がなしであることですね。再度、強調しておきたいと思います。

藤井部会長： 審議会での説明資料をまとめていただいているのですが、実際、環境審議会では、どんな質問がでるかということ、細かいところが出てくるのかもしれませんが、今、碎石場関係が次から次へと出てきてますので、同じ委員の方であれば、納得されるかもしれません。手続き上の方法書なのか準備書なのかで、実際は、意見が違ってきますので、事務局よりご回答いただければと思います。現時点で、お気づきの点などがなければ、この案で環境審議会の方に報告させていただきたいと思います。

事務局： 先程、水質の事後調査ですが、部会報告案に入れるということですが、この内容については、事務局で作成させていただいて、部会長の確認を得た上で、皆様方にお知らせさせていただいた上で、最終部会案として環境審議会へ報告するというところでよろしく申し上げます。

藤井部会長： それでは、今回の部会はこれで終了させていただきます。